

地域密着型特別養護老人ホーム 重要事項説明書

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 浴光会
- (2) 法人所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪4-2-2
- (3) 電話番号 042-322-0123
- (4) 代表者名 理事長 高木 智匡
- (5) 設立年月日 昭和25年4月12日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 社会福祉法人浴光会ぐみさわ苑
- (2) 事業所所在地 静岡県御殿場市茱萸沢198-1
- (3) 電話番号 0550-88-2987
- (4) FAX番号 0550-88-2988
- (5) 介護保険事業所番号 静岡県指定 第2291200042号
- (6) 開設年月日 平成23年4月1日
- (7) 併設サービス 短期入所生活介護
地域密着型通所介護・通所介護相当サービス
- (8) 管理者氏名 市川 光

3. 定員

利用定員 29名

居室 4名部屋（多床室）1室・2名部屋（多床室）11室・個室3室

4. 事業所の職員体制

従業員の職種	人数	職務の内容
管理者	1名（兼）	従事者の管理、業務実施の把握、指揮命令
生活相談員	1名（兼）	関係機関との連携に努め、 生活向上を目指した相談業務
機能訓練指導員	1名以上（兼）	入所者が日常生活を営むのに必要な 機能訓練を行う
看護職員	1名以上（兼）	看護業務
介護職員	13名以上（兼）	介護業務
管理栄養士	1名（兼）	利用者の栄養管理業務
介護支援専門員	1名（兼）	施設サービス計画の作成

5. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

食事	朝食時間 07:45～ 昼食時間 12:00～ 夕食時間 17:30～ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
介護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 着替え・食事の介助・排泄・おむつ交換・体位変換・ シーツ交換・施設内の移動の付き添い等。
入浴	週に2回以上の入浴日を設けて入浴していただきます。 但し、状態に応じ清拭となる場合があります。
健康管理 機能訓練	担当医師、及び看護職員により行います。 機能訓練指導員を中心に看護職員・生活相談員・介護職員が共同して利用者の運動機能向上に係る個別の計画を作成し、入所者に適したサービスを行い、身体機能の低下を予防するよう努めます。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

(2) 介護給付外サービス (※サービスによっては、利用料金は別途にかかります)

サービスの種類	内 容
事務管理費	○バスタオル・歯ブラシ等の日用品費
理 容	○定期的に理容サービスを実施しております。
所持品の保管	○居室内スペースに置くことのできない所持品を施設内の別の場所にて預かります。但し、預ける事のできる所持品の種類や体積に制限があります。
金銭管理	○日常的な生活費用に要する金銭出納
レクリエーション	○誕生日会・夏祭り・敬老の日・クリスマス

6. 利用料金

(1) 基本料金(多床室) (個室)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	600	671	745	817	887

(2) 加算料金

加算項目	単位	内容
栄養マネジメント 強化加算	1 1 単位／日	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置。 栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回 以上行い入所者ごとの食事の調整等を実施。
療養食加算	6 単位／1 回	医師の指示により療養食を提供した場合。 (1日に3回を限度)
日常生活継続支援加算	3 6 単位／日	新規入所者の総数の内、要介護状態区分が 要介護4、又は要介護5の者の占める割合が 70%以上。又は、新規入所者の総数の内、 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は、Ⅴに 該当する者の数が65%以上かつ、介護 福祉士数：入所者数が、1：6以上。
初期加算	3 0 単位／日	入所日から30日以内の期間。30日を 超える入院後に再入所した場合も同様。
外泊時加算 (入院時を含む)	2 4 6 単位／日	月6日を限度とし、外泊等の初日と 最終日を除く。
看護体制加算Ⅰイ	1 2 単位／日	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算Ⅱイ	2 3 単位／日	常勤の看護師を2名以上配置。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8 単位／日	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 60%以上
看取り介護加算	7 2 単位／日 1 4 4 単位／日 6 8 0 単位／日 1 2 8 0 単位／日	死亡日45日前から31日前 死亡日30日前から4日前 死亡日前々日、前日 死亡日
処遇改善加算Ⅰ		1ヶ月の合計単位数×14.0%

上記合計単位数(基本料金+加算料金)に地域加算10.17円を乗じた金額の1割、
2割又は、3割をお支払い下さい。(介護保険負担割合証を確認して下さい。)

(3) 食費・居住費

<介護保険負担限度額認定者以外の方>

料金の種類	金額	8/1～
食事の提供に要する費用	1日 1,445円	1,455円
居住に要する費用	1日 855円(多床室)	915円
	1日 1,171円(個室)	1,231円

<介護保険負担限度額認定者の方>

料金の種類		金 額	
食事に要する費用	第1段階認定者	1日	300円
	第2段階認定者	1日	390円
	第3段階①認定者	1日	650円
	第3段階②認定者	1日	1,360円
居住に要する費用	第1段階認定者(多床室)	1日	0円
	第1段階認定者(個室)	1日	380円
	第2段階認定者(多床室)	1日	430円
	第2段階認定者(個室)	1日	480円
	第3段階認定者(多床室)	1日	430円
	第3段階認定者(個室)	1日	880円

(4) 介護保険給付外料金 (※利用者の希望・選択によって提供した場合)

① 理容代 2,400円
② 個人として購入する物品については実費と手数料1割を徴収
③ 事務管理費 月額300円

(5) 利用料金の支払い方法

利用月の翌月10日前後に請求書を送付します。
自動口座引き落とし (ご指定の金融機関口座から毎月20日前後に引き落とします)
* 入所者の利用料の支払いは自動口座引き落としのみの為、
入所希望の方は予め手続きをお願い致します。

6. 事業所の利用にあたっての留意事項

飲食物	健康管理、食中毒防止のため無断で飲食物の持ち込みは禁止します。事前に連絡をお願い致します。
所持金・貴重品の管理	施設内での金銭及び食物等のやりとり、現金、貴重品、携帯電話、危険物等の持ち込みはご遠慮下さい。
飲酒・喫煙	事業所内で飲酒・喫煙は禁止です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
所持品の持ち込み	所持品にはすべてお名前を記入して下さい。
面会時間	14:00～15:00（予約制） 必ず事前に予約を行い、面会時間を遵守して下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、前日までに行き先と時間を申し出て許可を取って下さい。

7. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

8. 協力医療機関

総 合 病 院		歯 科 医 院	
名 称	社団法人有隣厚生会富士病院	名 称	いしだ歯科
住 所	静岡県御殿場市新橋1784	住 所	静岡県御殿場市茱萸沢1143-4
電 話	0550-83-3333	電 話	0550-88-2850

9. 非常災害時の対策

防災訓練	消防訓練計画に基づき年2回訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、消火栓、消火器、防火扉、非常ベル、 自動火災通報装置、煙探知機
消防計画等	防火管理者 佐藤 功一

10. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所

担当者	生活相談員 佐藤 功一
	介護支援専門員 石田 典子
相談時間	8:30～17:30 (月～金曜日)
電話番号	0550-88-2987

(2) 行政機関その他苦情受付機関

御殿場市長寿福祉課	電話番号 0550-82-4134
小山町介護長寿課	電話番号 0550-76-6669
静岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 054-253-5990
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 054-653-0840

(3) 第3者委員会

田島 宏樹 (弁護士)	電話番号 03-5294-4168
小宅比佐子 (財団法人 フランス・レッド・クロス・メデカル・ヘルプ研究・助成財団 常務理事)	
電話番号 03-6741-5550	

11. 衛生管理等

(1) 衛生管理について

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。

また、空調設備により適温の確保に努めています。

従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。

入所者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。

(2) 感染症対策マニュアル

0-157、ノロウィルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症対策マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。

また、従業員への衛生管理に関する研修を年1回以上行っています。

12. 高齢者虐待防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。